

みんなの人権を守るために

1、白川郷学園人権宣言をもとに、自分と仲間のかかわり方を考える

この白川郷学園人権宣言は、新型コロナウイルス感染の不安がある中で、当時の児童生徒会による「差別のない学園・村にしたい」という願いのもと、令和3年2月に制定されました。

【白川郷学園人権宣言】

- 私たちは、差別や偏見のない温かい村、笑顔あふれる学園にするため、ここに宣言します。
- 一、仲間のことを自分のこととして考え、やさしい言葉かけや思いやりのある行動をします。
 - 一、自分がされて嫌なことは、絶対にしません。
 - 一、情報を正しく認識し、自分にできることを考え、行動します。
 - 一、人権を大切にするために、一人一人が願いをもち、話し合いを続けます。
- これからも、よりよい村や学園を目指し、心を磨き続けます。

その時の思いを忘れないように、現在でも朝の会で朗唱しています。その一方で、自分の興味、関心だけで噂を広めたり、からかったりするような事案が時々起こっている現状を解消していくために、児童生徒会として、人権宣言を朗唱するだけでなく、内容について意見交流をし、どう行動していくことが良いのか一緒に考えることにしました。

<宣言を「行動」につなげるために> …「人権学活」「結クラストーク」「人権集会」

①アンケートを実施（白川郷人権宣言が守れているかどうか）

<アンケート>宣言の1つ「自分がされて嫌なことは、絶対にしません」ができていますか。

- ・できている … 56%
- ・できていない … 2%
- ・だいたいできている … 36%
- ・あまりできていない … 6%

②各学級での「人権学活」での話し合い

話し合いの前に、児童生徒会から校内放送で、アンケート結果（実態）に基づく意見交流の視点を伝えられました。（以下はその時の児童生徒会役員の話）

「できている」という数だけを見ると、半分くらいの数になります。このことから、自信をもって人権を大切にできていると言い切れないのではないかと感じました。また、「学校で直したいことはありますか」という質問に対し、

- ・悪口を言われたり、冷たくされたりすること
 - ・正しいことを仲間に指摘した時に、それを責められること
 - ・名前の呼び方（呼び捨て）があること
 - ・好きな人を聞き出し、他の人に広めること
- といった回答がありました。

これらの結果を受け、自分や仲間との関係をより良くするために何が大切なのか、各学級で話し合いをしましょう。

各学級の「自分や仲間の関係をよりよくするために大切にすること」の話し合いでは、仲間の言動によって傷ついた経験や、自分はそのつもりはなくても、結果的にその子に嫌な思いをさせることもあったこと等を仲間と共有することができました。その話し合いのまとめとして、自分達の学級の「人権宣言」を決めました。

裏に続く→

<決定した各学級の人権宣言>

ふきのとう	もっとなかよくなりたい 「だめだよ」「やさしいことば」	1年	自分も相手もにこにこになるききかたをします
2年	自分がかけてられうれしい言葉をたくさん 言い合います	3年	話している人のことを、自分のこととして考え、 思いやりのある行動をします
4年	一、相手の気持ちを考える4年生 一、相手のことを心からりかいできる4年生	5年	相手の気持ちを考え、一度立ち止まってから 言葉を考えて話す
6年	一歩立ち止まろう	7年	相手の気持ちを考え伝え合う あたり前にしない
8年	人によって思いやものさしが違うことを理解し、 相手を知ろうと努力する。その上で本音で 伝え合い、それを受け止められる学級	9年	みんなが「まあいいか」にせず、ダメなことを ダメと言い、本音を伝える。そして相手のことを 思った行動

③結クラス（1～9年のたて割り班）トークにて、各学級の「人権宣言」を交流

④人権集会（全校） 全学級の人権宣言を全校で確認し、人権に関するクイズや仲間づくりゲームをしてみんなで楽しみながら人権について考えました。

これからも、自分達の話し合いによって仲間とのかかわり方をよりよくしていく取組を大切にしていきたいと思います。

2、法律は人権をどのように守っているのか考える授業 ～弁護士の方からの言葉～

漆原由香弁護士と裁判官の経験もある杉村鎮右弁護士を講師としてお招きして、6～9年が、法律からみた人権について学びました。（前号で紹介した内容の詳細になります）

<漆原先生>

「白川郷がなぜ世界遺産であるのかわかりますか」と投げかけられました。世界が「合掌造りも結の心も、白川郷にしかない、無くしてはならないもの」として、世界遺産に認定して守り続けていくことにしたのです。皆さん一人一人も同じで、世界中どこを探しても、過去にさかのぼっても、あなたしかいない。だからこそ、憲法は、13条（個人の尊重、幸福追求権）によって、たった一人の人権を、国や多くの声で脅かされることのないようにしたのです。

<杉村先生>

裁判官の時は、法律に基づいて判決を伝えるだけではなく、その後、双方が何とか譲れる部分は譲って納得して次に進んでいくように心がけていました。また、罪を犯した人に対しても、「ごめんなさい」「二度としません」という謝罪の言葉を口にすること以上に、心から反省し、正しい道を歩いていきたいと願って生きていけるような言葉かけを大切にしてきました。

コラム ～子ども達にある「人を大切に思う気持ち」を守り育む責任～

秋に「さくら山荘」のお年寄りとお白川郷学園2年生の交流会がありました。お年寄りとお児童の5、6人のグループを作って「かるた」をしました。初めは、子ども達も緊張していましたが、言葉が読み上げられ、一緒に札を取っていく中で、子ども達なりの優しさがみえてきました。かるたを取って大喜びして、お年寄りに笑顔を見せる子、自分が取ったかるたの全てをお年寄りの横に積み上げていく子、わざとお手付きをしてお年寄りに取らせようとする子、そして、腕が動かしづらくなっているおばあちゃんの硬直した手の下に、正解の札をそっと置く子、その札をとったおばあちゃんに笑顔で拍手する子…。

生まれて7年ぐらいの間に家族や周りの人から与えられた優しさを生かしている子ども達のこうした姿を見て、子ども達にある「人を大切に思う気持ち」を、私たちの言葉や姿で守り、育てていく責任があるとあらためて思いました。